別紙３

大槌町の給与・定員管理等について

１　総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区　分	住民基本台帳人口（４年１月１日）	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B／A	(参考) ２年度の人件費率
３年度	人 11,159	千円 12,492,930	千円 810,829	千円 1,126,160	% 9.0	% 5.5

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区　分	職員数 A	給与費			
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B
３年度	人 131	千円 441,763	千円 83,129	千円 172,197	千円 697,090

(参考)一人当たり給与費 B／A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
千円 5,321	千円 5,406

（注）１　職員手当には退職手当を含まない。

２　職員数については、令和３年４月１日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。

３　給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況

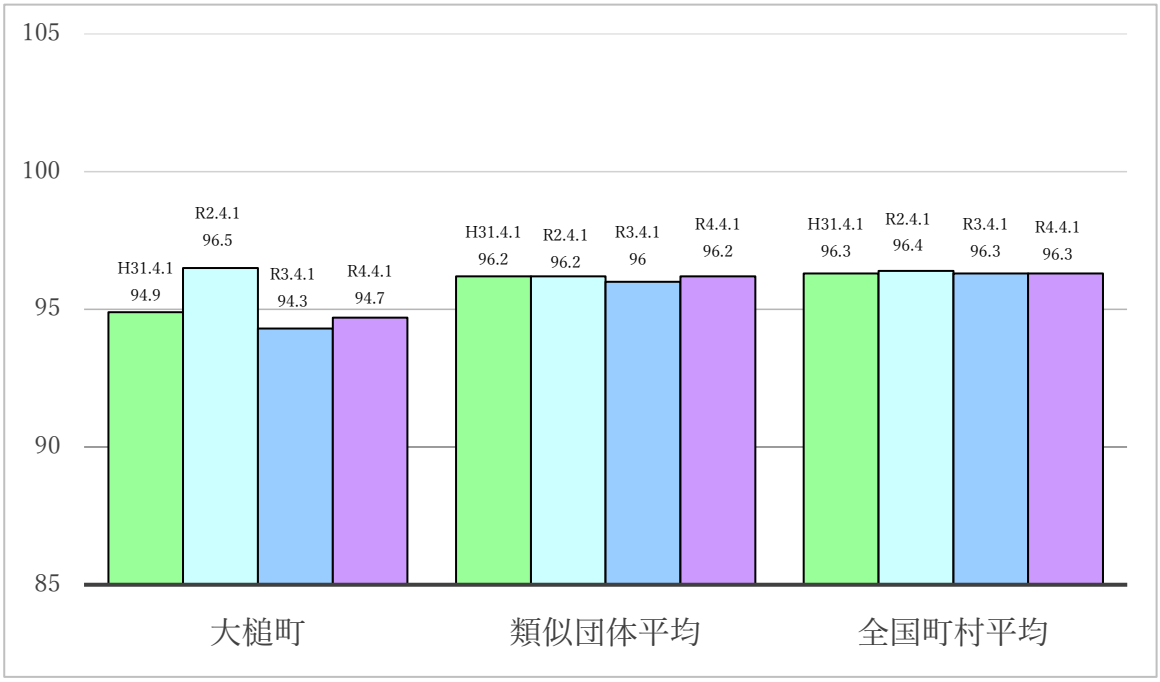

（注）１　ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

２　類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4)　給与改定の状況

①月例給

区　分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧告 (改定率)		
3年度	円 351,171	円 351,165	円 6	% 0.00	% 0.00	% 0.00

（注）「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の４月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区　分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合　　A	公務員の 支給月数 B	較差 A－B	勧告 (改定月数)		
3年度	月 4.28	月 4.45	月 ▲0.17	月 ▲0.15	月 4.30	月 4.30

（注）「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5)　給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均２％の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

［　実施　］

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成 28 年４月１日
（実施内容）一般行政職の給料表について、国の見直しに準じ、平均 2%の引き下げ。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。また、激変緩和のため、3 年間（平成 31 年 3 月 31 日まで）の経過措置（減給保障）を実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

―

③その他の見直し内容

【記入例】管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成２８年４月１日実施）

(6)特記事項

２　職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和４年４月１日現在）

①一般行政職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
大槌町	40.6 歳	293,166円	343,311円	314,843円
岩手県	42.2 歳	318,600円	393,189円	347,464円
国	42.7 歳	323,711円	―	405,049円
類似団体	41.5 歳	302,375円	355,503円	325,330円

（注）１　「平均給料月額」とは、令和３年４月１日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

２　「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況（令和４年４月１日現在）

区　分		大槌町	岩手県	国
一般行政職	大学卒	183,800円	183,800円	182,200円
	高校卒	151,900円	151,900円	150,600円
技能労務職	大学卒	149,200円	149,200円	
	高校卒	141,100円	141,100円	

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（４年４月１日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	239,375円	296,181円	327,691円	405,466円
	高校卒	215,700円	284,700円	325,983円	368,175円
技能労務職	高校卒	― 円	― 円	― 円	― 円
	中学卒	― 円	― 円	― 円	― 円

３　一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（４年４月１日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	１号給の給料月額	最高号給の給料月額
		人	%	円	円
１級	主事	22	20.2	147,400	249,800
		人	%	円	円
２級	主事	3	2.8	197,200	306,900
		人	%	円	円
３級	主任・主査	57	52.3	233,500	353,100
		人	%	円	円
４級	主任主査	10	9.2	266,500	387,600
		人	%	円	円
５級	課長・主幹	13	11.9	292,300	397,500
		人	%	円	円
６級	参事	2	1.8	322,100	411,900
		人	%	円	円
７級	参与・技監	2	1.8	366,200	448,900

（注）１　大槌町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
　　２　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

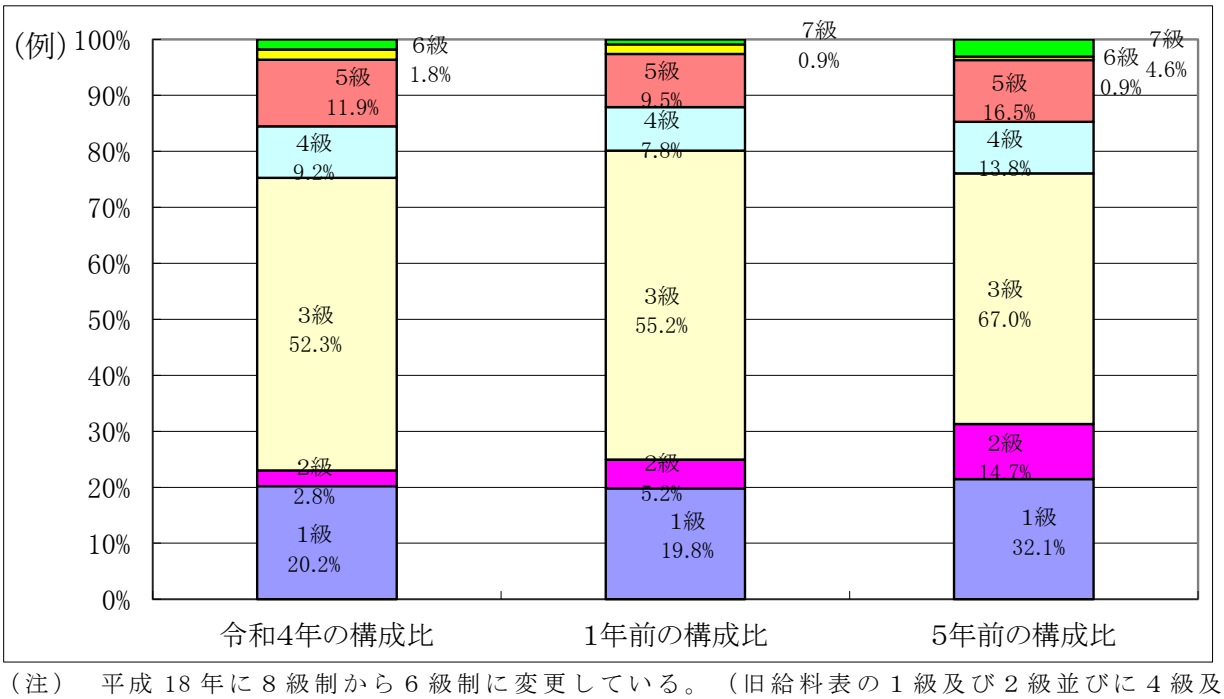

（注）　平成 18 年に８級制から６級制に変更している。（旧給料表の１級及び２級並びに４級及び５級をそれぞれ統合）その後、平成 23 年に７級を追加している。

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（４年４月１日現在）

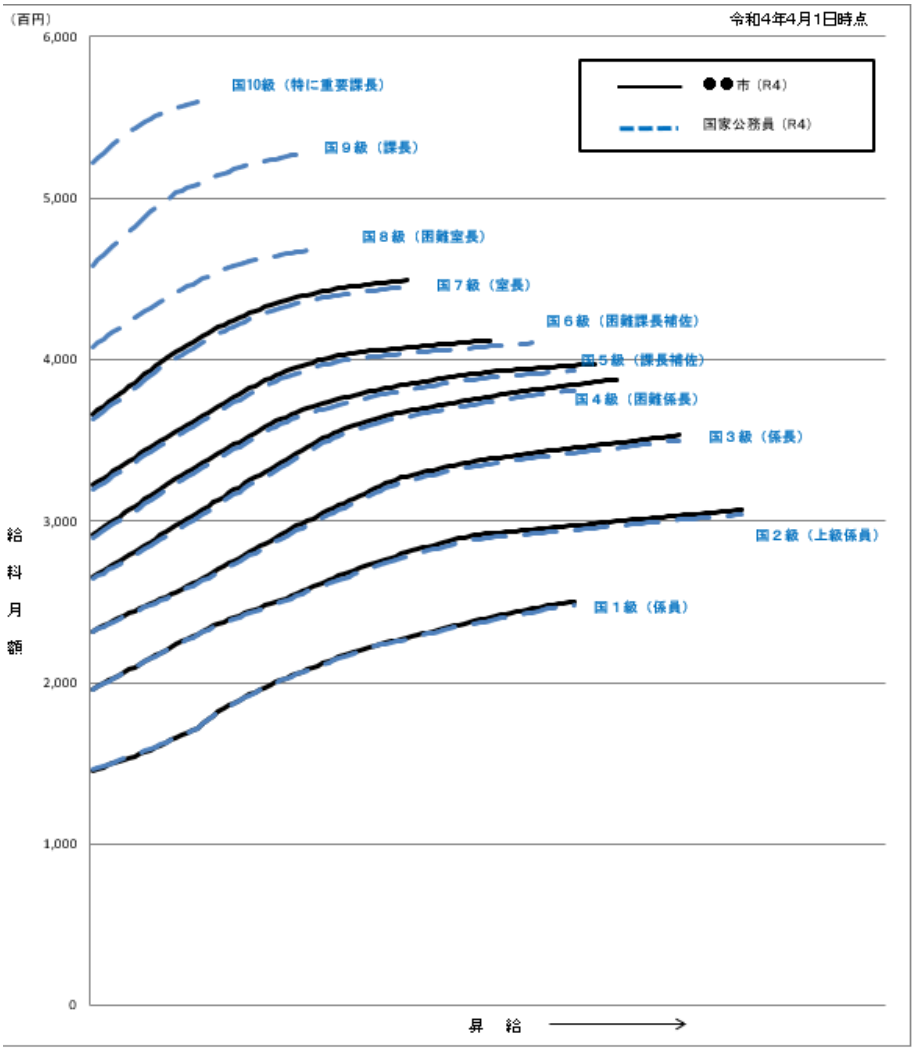

(3) 昇給への人事評価の活用状況（大槌町）

令和４年４月２日から令和５年４月１日までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ．　人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ．　人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和６年度		令和６年度	

４　職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

大槌町	岩手県	国
1人当たり平均支給額（３年度） 1,292千円	1人当たり平均支給額（３年度） 1,672千円	－
（３年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.45月分　1.85月分 （ 1.35 ）月分　（ 0.90 ）月分	（３年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.45月分　1.85月分 （ 1.35 ）月分　（ 0.90 ）月分	（３年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.55月分　1.90月分 （ 1.45 ）月分　（ 0.90 ）月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　５～１０％	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　５～２０％ ・管理職加算　１０～２５％	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　５～２０％ ・管理職加算　１０～２５％

（注）　（　）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（大槌町）

令和３年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ．人事評価を活用している					
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率				
	上位、標準の成績率				
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ（一律）				
ロ．人事評価を活用していない		○		○	
	活用予定時期	令和６年度		令和６年度	

(2) 退職手当（令和４年４月１日現在）

大　槌　町			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続２０年	19.6695月分	24.586875月分	勤続２０年	19.6695月分	24.586875月分
勤続２５年	28.0395月分	33.27075 月分	勤続２５年	28.0395月分	33.27075 月分
勤続３５年	39.7575月分	47.709　月分	勤続３５年	39.7575月分	47.709　月分
最高限度	47.709 月分	47.709　月分	最高限度	47.709 月分	47.709　月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
	定年前早期退職特例措置（割増率２～４５％）			定年前早期退職特例措置（割増率２～４５％）	
1人当たり平均支給額	1,662千円	17,686千円			

（注）　退職手当の１人当たり平均支給額は、令和２年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当（令和４年４月１日現在）

支給実績（令和２年度決算）			０ 千円	
支給職員１人当たり平均支給年額（令和２年度決算）			０ 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和２年度）			０ ％	
手当の種類（手当数）			１ 手当	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（２年度決算）	左記職員に対する支給単価
防疫作業手当	伝染病の貿易に従事する職員	患者からの検体採取作業	０千円	日額　3,000円

(4) 時間外勤務手当

支給実績（令和３年度決算）	46,762　千円
職員1人当たり平均支給年額（令和３年度決算）	334　千円
支給実績（令和２年度決算）	29,400　千円
職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	265　千円

（注）　職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（３年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(5) その他の手当（令和４年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和３年度決算）	支給職員１人当たり平均支給年額（令和３年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給（月額：配偶者6,500円、子1人当たり10,000円、父母等1人当たり6,500円） ※16歳から22歳までの子には、5000円を加算	同じ	—	千円 14,317	円 213,687
住居手当	月額12,000円を超える家賃を負担している場合、家賃の額に応じて27,000円まで	異	限度額	千円 6,896	円 229,887
通勤手当	○交通機関利用者 1月当たり50,000円が限度額 45,000円までは運賃相当額を支給 45,000円を超える場合は越える額の1/2（最高5,000円）を加算 ○自動車等の交通用具利用者 通勤距離が2キロ以上の場合に、その距離に応じて2,000円から31,600円まで	同じ	—	千円 6,911	円 60,097
管理職手当	管理職にしきゅうされるもので、手当額は管理職の区分に応じ、給料月額の4%から10%	異	俸給の特別調整額として支給	千円 6,491	円 341,674
休日勤務手当	休日に勤務を命ぜられた職員に支給（1時間：勤務1時間当たり給与額の135/100）	同じ		— 千円	— 円
宿日直手当	宿直又は日直勤務することを命ぜられたときに支給（勤務1回：4,400円）	同じ		— 千円	— 円

５　特別職の報酬等の状況（令和４年４月１日現在）

区分		給料月額等	
給料			（参考）類似団体における最高／最低額
	町長	666,000 円	846,000円／　518,000円
	副町長	532,000 円	680,000円／　479,000円
報酬	議長	249,000 円	354,000円／　247,000円
	副議長	205,000 円	306,000円／　193,000円
	議員	192,000 円	288,000円／　175,000円
期末手当	市区町村長 副市町村長	（令和３年度支給割合） 3.15　月分	
	議長 副議長 議員	（令和３年度支給割合） 3.15　月分	
退職手当		（算定方式）	（１期の手当額）　（支給時期）
	市区町村長	給与月額×40.38/100×在職月数	12,908,678円　任期毎
	副市町村長	給与月額×23.28/100×在職月数	5,944,780円　任期毎
	備考		

（注）退職手当の「１期の手当額」は、４月１日現在の給料月額及び支給率に基づき、１期（４年＝４８月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

６　職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年４月１日現在）

部門	区分		職員数 令和４年	職員数 令和３年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	3	3	0	・派遣職員の帰任による、職員の部門の移動による増減。 ・他部門への事業移管に伴う職員の異動によるもの
		総務・企画	31	33	△２	
		税務	10	11	△１	
		労働	0	0	0	
		農林水産	7	9	△２	
		商工	6	5	1	
		土木	15	16	△１	
		民生	22	24	△２	
		衛生	15	15	0	
		計	109	116	△7	＜参考＞ 人口１万当たり職員数　97.69 人 （類似団体の人口１万当たりの職員数　89.43　人）
	教育部門		16	16	0	
	小計		125	132	△7	＜参考＞ 人口１万人当たり職員数　112.03人 （類似団体の人口１万当たりの職員数　107.60　人）
公営企業等会計部門	水道		4	5	△１	・派遣職員の帰任による、職員の部門の移動による増減。
	下水道		3	3	0	
	その他		5	5	0	
	小計		12	13	△１	
合計			137 ［185］	145 ［185］	△８ ［　　］	＜参考＞ 人口１万当たり職員数　122.78　人

（注）１　職員数は一般職に属する職員数である。
　　２　［　　］内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和４年４月１日現在）

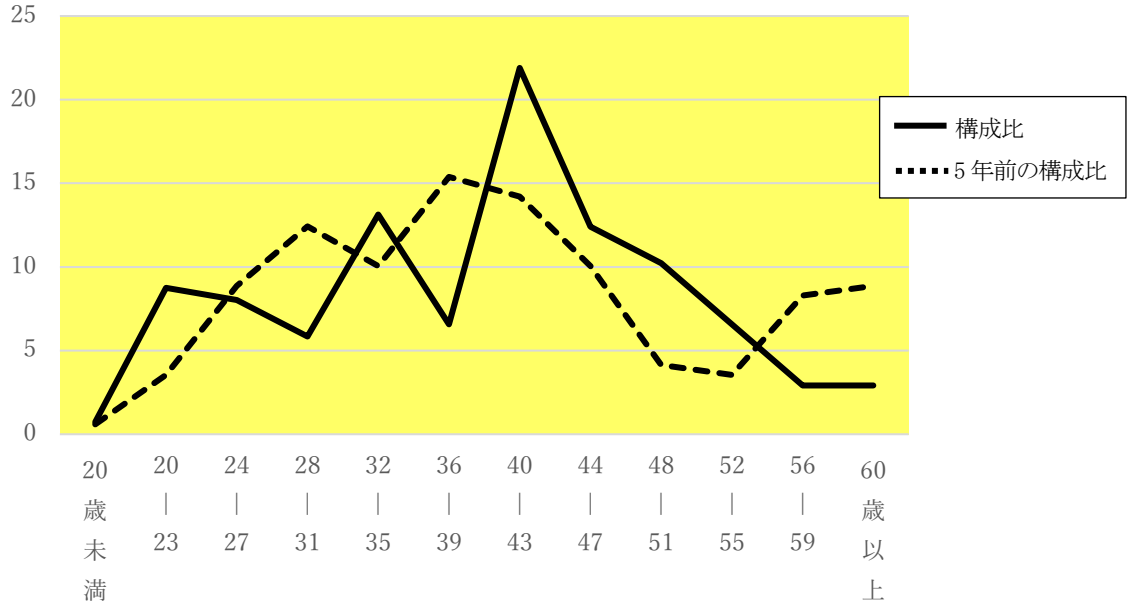

区　分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 1	人 12	人 11	人 8	人 18	人 9	人 30	人 17	人 14	人 9	人 4	人 4	人 137

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別＼年度	29年	30年	31年	2年	3年	4年	過去5年間の増減数（率）
一般行政	137	123	116	118	116	109	△28(△20.4%)
教育	16	21	16	13	16	16	0(0%)
普通会計計	153	144	132	131	132	125	△28(△20.4%)
公営企業等会計計	11	11	13	13	13	12	1(9%)
総合計	164	155	145	144	145	137	△27(△16.4%)

（注）１　各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

２　合併した団体にあっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7　公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア　決算

区　分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B／A	（参考） 令和２年度の総費用に占める職員給与費比率
３年度	千円 298,532	千円 27,299	千円 34,851	% 11.67	% 10.50

（注）資本勘定支弁職員に係る職員給与費○千円を含まない。

区　分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費　B/A
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B	
３年度	人 4	千円 14,611	千円 2,417	千円 5,831	千円 22,859	千円 5,714

（参考） 全国市町村平均 一人当たり給与費
千円 5,406

（注）１　職員手当には退職給与金を含まない。

２　職員数については、令和４年３月 31 日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ　特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和４年４月１日現在）

区　分	平均年齢	基本給	平均月収額
大　槌　町	42歳4ヶ月	310,094円	354,235円
団 体 平 均	40歳6ヶ月	293,166円	343,311円
事　業　者	― 歳		― 円

（注）１　平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

大槌町水道事業	大槌町一般会計
１人当たり平均支給額（３年度） 1,321千円	1人当たり平均支給額（３年度） 1,292千円
（３年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.45月分　1.85月分 (1.35)月分　(0.90)月分	（３年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.45月分　1.85月分 (1.35)月分　(0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　５～１０％	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　５～１０％

（注）　(　)内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ　退職手当（令和４年４月１日現在）

大槌町水道事業			大槌町一般会計		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続２０年	19.6695月分	24.586875月分	勤続２０年	19.6695月分	24.586875月分
勤続２５年	28.0395月分	33.27075 月分	勤続２５年	28.0395月分	33.27075 月分
勤続３５年	39.7575月分	47.709 月分	勤続３５年	39.7575月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
	定年前早期退職特例措置（割増率２～４５％）			定年前早期退職特例措置（割増率２～４５％）	
1人当たり平均支給額	― 千円	― 千円	1人当たり平均支給額	1,662千円	17,686千円

（注）退職手当の１人当たり平均支給額は、令和２年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ　地域手当（令和４年４月１日現在）

制度無し

エ　特殊勤務手当（令和４年４月１日現在）

制度無し

オ　時間外勤務手当

支給実績（令和３年度）	974 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和２年度決算）	243 千円
支給実績（令和２年度）	2,274 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	569 千円

（注）１　時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

２　職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和２年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ　その他の手当（令和４年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（３年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（３年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給（月額：配偶者6,500円、子1人当たり10,000円、父母等1人当たり6,500円） ※16歳から22歳までの子には、5000円を加算	同じ	―	千円 654	円 134,500
住居手当	月額12,000円を超える家賃を負担している場合、家賃の額に応じて27,000円まで	同じ	―	千円 195	円 48,710
通勤手当	○交通機関利用者 1月当たり50,000円が限度額 45,000円までは運賃相当額を支給 45,000円を超える場合は越える額の1/2（最高5,000円）を加算 ○自動車等の交通用具利用者	同じ	―	千円 133	円 33,285

	通勤距離が2キロ以上の場合に、その距離に応じて2,000円から31,600円まで				
管理職手当	管理職にしきゅうされるもので、手当額は管理職の区分に応じ、給料月額の4%から10%	同じ	―	千円 ３８３	円 383,352
休日勤務手当	休日に勤務を命ぜられた職員に支給（1時間：勤務1時間当たり給与額の135/100）	同じ	―	―	円 ―
宿日直手当	宿直又は日直勤務することを命ぜられたときに支給（勤務1回：4,400円）	同じ	―	―	円 ―

(1) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア　決算

区　分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A	（参考） 令和２年度の総費用に占める職員給与費比率
３年度	千円 910,196	千円 23,896	千円 21,836	% 2.4	% 1.0

（注）資本勘定支弁職員に係る職員給与費○千円を含まない。

区　分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費　B/A	（参考） 全国市町村平均一人当たり給与費
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B		
３年度	人 3	千円 11,332	千円 1,398	千円 3,874	千円 16,604	千円 5,535	千円 5,406

（注）１　職員手当には退職給与金を含まない。

２　職員数については、令和３年３月 31 日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ　特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和３年４月１日現在）

区　分	平均年齢	基本給	平均月収額
大　槌　町	40歳9ヶ月	305,167円	336,647円
団 体 平 均	40歳6ヶ月	293,166円	343,311円
事　業　者	― 歳		―　円

（注）１　平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

大槌町水道事業	大槌町一般会計
１人当たり平均支給額（３年度） 1,291千円	1人当たり平均支給額（3年度） 1,292千円
（３年度支給割合）	（３年度支給割合）

期末手当　　勤勉手当 2.45月分　　1.85月分 (1.35)月分　(0.90)月分	期末手当　　勤勉手当 2.45月分　　1.85月分 (1.35)月分　(0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　　5～10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　　5～10%

(注)　(　)内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ　退職手当（令和４年４月１日現在）

大槌町水道事業			大槌町一般会計		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
	定年前早期退職特例措置 (割増率２～４５%)			定年前早期退職特例措置 (割増率２～４５%)	
1人当たり平均支給額	― 千円	― 千円	1人当たり平均支給額	1,662千円	17,686千円

(注) 退職手当の１人当たり平均支給額は、○年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ　地域手当（令和４年４月１日現在）

制度無し

エ　特殊勤務手当（令和４年４月１日現在）

制度無し

オ　時間外勤務手当

支給実績（令和３年度）	791　千円
職員1人当たり平均支給年額（令和２年度決算）	264　千円
支給実績（令和２年度）	768　千円
職員1人当たり平均支給年額（令和２年度決算）	256　千円

(注) １　時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

２　職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和２年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ　その他の手当（令和４年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（３年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（２年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給（月額：配偶者6,500円、子1人当たり10,000円、父母等1人当たり6,500円	同じ	―	千円	円

	) ※16歳から22歳までの子には、5000円を加算			156	156,000
住居手当	月額12,000円を超える家賃を負担している場合、家賃の額に応じて27,000円まで	同じ	—	—	円 —
通勤手当	○交通機関利用者 1月当たり50,000円が限度額 45,000円までは運賃相当額を支給 45,000円を超える場合は越える額の1/2（最高5,000円）を加算 ○自動車等の交通用具利用者 通勤距離が2キロ以上の場合に、その距離に応じて2,000円から31,600円まで	同じ	—	千円 80	円 26,796
管理職手当	管理職にしきゅうされるもので、手当額は管理職の区分に応じ、給料月額の4%から10%	同じ	—	—	円
休日勤務手当	休日に勤務を命ぜられた職員に支給（1時間：勤務1時間当たり給与額の135/100）	同じ	—	—	円
宿日直手当	宿直又は日直勤務することを命ぜられたときに支給（勤務1回：4,400円）	同じ	—	—	円 —